

入札説明書

食品・生活衛生総合事務処理システム構築業務

入札説明書一式	添付様式一式
1. 入札説明書 2. 仕様書 3. 契約書（案） 4. 落札者決定基準 5. 提案書評価表（別紙） 6. 提案書作成要領 7. 入札参加資格申請書（様式1）記載例 8. 保守体制整備証明書（様式2）記載例 9. 契約履行実績証明書（様式3）記載例 10. 作業実施証明書（様式4）記載例 11. 入札書（様式A）記載例 12. 入札書封緘例 13. 委任状（様式B）記載例	1. 入札参加資格申請書（様式1） 2. 保守体制整備証明書（様式2） 3. 契約履行実績証明書（様式3） 4. 作業実施証明書（様式4） 5. 入札質問票 6. 見積書（様式A-1） 7. 詳細経費内訳書（別紙） 8. 入札書（様式A） 9. 入札書錯誤無効届 10. 委任状（様式B）

令和7年6月

奈良県福祉保険部医療政策局薬務・衛生課

入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記**１８**の（１）に掲げる者に説明を求めることができます。

１．公告日

令和７年６月９日（月）

２．競争入札に付する調達の内容

（１） 入札物件名

食品・生活衛生総合事務処理システム構築事業

（２） 内容

食品衛生法、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例、生活衛生関係法令（理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法）等に基づいて許認可した施設・人等の情報を入力することができ、県内３保健所及び１出張所、食品衛生検査所、保健研究センター、薬務・衛生課がその情報をオンライン上で共有し、また、許可事務、届出事務、検査事務、免許事務及び統計事務が行えるシステムを構築すること。

（３） 期間

構築業務期間 契約締結日 から 令和８年３月３１日 まで

（４） 履行

奈良市登大路町３０番地

奈良市登大路町３０番地 奈良県福祉保険部医療政策局 薬務・衛生課ほか

（５） 入札方法

総合評価一般競争入札

（６） 予定価格

金３３，３３０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

※上記はシステム構築金額。運用保守金額は別途契約します。

（７） その他

詳細については、別紙「食品・生活衛生総合事務処理システム構築事業委託仕様書」のとおりとします。

契約条件については、別紙「食品・生活衛生総合事務処理システム構築事業委託契約書（案）」を参考にしてください。

３．競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（１）から（５）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q 2 電算業務」に登録をしている者であること。
- なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札資格審査の申請を行ってください。
- 〒 6 3 0 - 8 5 0 1 奈良市登大路町 3 0 番地
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟 1 階）
電話 0 7 4 2 - 2 7 - 8 9 0 8（ダイヤルイン）
- (3) 競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置の期間中でない者であること。
- (4) 以下のいずれかの認証資格等を有していること。
- ・ ISO/IEC27001、ISMS 認証（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - ・ プライバシーマークの付与（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）
- ＊奈良県情報セキュリティポリシー
- (5) 本調達の規格に合致した役務を確実に履行しうる者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類を添付した**食品・生活衛生総合事務処理システム構築事業に係る競争入札参加資格申請書（様式 1）**を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

<添付書類>

ア 会社の概要（設立年月日、所在地、事業内容 等）

イ 保守体制整備証明書（様式 2）

提案を行う業務について確実に行うことを証明する書類を提出してください。

ウ 契約履行実績証明書（様式 3）

本件調達と同等と認める契約を締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。

エ 作業実施証明書（様式 4）

提案を行う業務等について、入札参加者が業務を別の者に委託する場合は、業務を確実に行うことを証明する書類を提出してください。

<提出期限及び場所等>

- ・ 提出期限：令和 7 年 6 月 2 3 日（月） 午後 5 時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

- ・ 場 所：〒 6 3 0 - 8 5 0 1 奈良市登大路町 3 0 番地
奈良県福祉保険部医療政策局薬務・衛生課 食品・生活衛生係（県庁主棟 3 階）
電話 0 7 4 2 - 2 7 - 8 6 8 1（ダイヤルイン）

- ・ 調整期日：令和 7 年 6 月 2 6 日（木） 午後 5 時まで

(提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。)

＜提出方法及び部数＞

- ・ 提出方法：競争入札参加資格申請書（様式1）、添付書類等：持参、または郵送
郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「食品・生活衛生総合事務処理システム構築事業に係る入札参加資格申請書関係書類在中」と朱書きしてください。
- ・ 部 数：各1部

＜その他＞

- ・ 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・ 提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・ 提出された申請書等は返却しません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）以内に書面を上記4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

6. 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は、**所定の入札書（様式A）、食品・生活衛生総合事務処理システム構築事業に係る見積書（様式A-1）、詳細経費内訳書（別紙）**を作成し、**同じ封筒に封入封緘した上**、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。また、総合評価のための提案書（以下、「提案書」といいます。）を作成し、その提案書を入札と同時に提出してください。なお、提案書は、入札書比較価格の範囲内の価格で有効な入札をした者の提出したもののみ受領します。
- (2) 入札は、導入・構築に係る総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。錯誤による入札を行った場合は、所定の「入札書錯誤無効届」を18. その他に示す問い合わせ先に、入札最終日までに提出してください。
- (5) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください（入札開始時に集めますので（1）の入札書の封筒には封緘しないでください）。記載については別紙委任状（様式B）記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に

入札者本人の住所氏名を記載のうえ代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。

(6) 入札は1回を限度とします。

(7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

(8) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、入札参加資格確認通知書の写しを入札書に同封してください。

7. 入札日程等

(1) 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(7) 入札説明書及び仕様書の交付	令和7年6月9日（月）から	薬務・衛生課/奈良県公式ホームページ (https://www.pref.nara.jp/18089.htm)
(4) 入札説明会	実施しません	—
(6) 現場説明会	実施しません	—
(2) 入札等に関する質問	令和7年6月16日（月） 17時まで	入札質問票を電子メールにより提出 (eisei@office.pref.nara.lg.jp) 又はFAX送付 (0742-27-3029)
(4) 質問に関する回答	令和7年6月20日（金） 13時以降	電子メールにより回答 (eisei@office.pref.nara.lg.jp) 又はFAX送付 (0742-27-3029)
(3) 競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和7年6月23日（月） 17時まで	・持参、または郵便による申請 - 郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「食品・生活衛生総合事務処理システム構築事業に係る入札参加資格申請書類関係書類在中」と朱書きしてください。 ・4に記載した書類の提出場所 奈良県福祉保険部医療政策局薬務・衛生課
(5) 入札参加資格確認審査結果通知	令和7年6月30日（月） 13時以降	・書面及びメールにより通知します。
(7) 入札書の提出	(4)の入札参加資格審査結果の通知を受けた日から 令和7年7月2日（水） 12時まで迄必着	・持参、または郵便による入札：奈良県福祉保険部医療政策局薬務・衛生課食品・生活衛生係（7の(2)で示す場所） ・入札書（様式A）、食品・生活衛生総合事務処理システム構築事業に係る見積書（様式A-1）、詳細経費内訳書（別紙）

		を同じ封筒に封入封緘してください。
(ケ) 開札	令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 3 時	場所：医療保険課内会議室 奈良 市登大路町 3 0 番地 県庁主棟 3 階 予定

(2) 各種書類提出場所

〒 6 3 0 - 8 5 0 1 奈良市登大路町 3 0 番地

奈良県福祉保険部医療政策局薬務・衛生課 食品・生活衛生係（県庁主棟 3 階）

電話 0 7 4 2 - 2 7 - 8 6 8 1（ダイヤルイン）

8. 補足

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

入札に参加する者は、2 に示す予定価格の 1 0 0 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和 3 9 年 5 月奈良県規則第 1 4 号）第 4 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。また、第 2 項の規定に該当する担保の提供をもって代えることができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

履行実績の証明については、4 に示す**入札参加資格申請書（様式 1）**の提出時に**契約履行実績証明書（様式 3）**及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）が必要です。（共同企業体にあつてはいずれかの構成員の実績で可）

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和 3 9 年 5 月奈良県規則第 1 4 号）第 1 9 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。また、第 2 項の規定に該当する担保の提供をもって代えることができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

履行実績の証明については、**契約履行実績証明書（様式 3）**及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。（前項の入札保証金免除に関して提出した者も改めて提出が必要です）

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 奈良県契約規則第 7 条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア 知事の定める入札条件に違反した入札

- イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
 - ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - エ 同一入札者がなした同一事項についての２以上の入札
 - オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
 - (4) 提案する業務内容に対して著しく入札価格が低いと県が判断した入札
 - (5) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 提案書について

提案書は、県が設定した入札書比較価格の範囲内の価格で、有効な入札をした者の提出したもののみ受領します。

入札当日は、正本、副本、見積書、附属資料各１部ずつを提出してください。また、副本及び附属資料については、入札当日に提出した各１部以外に別途データを、令和７年７月１１日（金）までにデータを薬務・衛生課宛に電子メール（eisei@office.pref.nara.lg.jp）にて送付してください。郵便による入札の場合も、提案書の提出方法は同じ扱いとします。

なお、提出された提案書等は一切返却いたしません。

作成要領については、別紙「提案書作成要領」記載を参考にしてください。

11. プレゼンテーション等の実施

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施します。

なお、不参加の場合は技術点を０点とします。

- (1) プレゼンテーション等は食品・生活衛生総合事務処理システム構築事業選定評価委員会の場で実施します。

各社ごとのプレゼンテーションの順番は、当課にて決定し、
後日電子メール又はＦＡＸにて通知します。

- (2) プレゼンテーションの時間は概ね２０分を予定しています。また、プレゼンテーション終了後に、その内容及び提案書の内容について１５分程度の質疑応答を行います。

- (3) プレゼンテーションの実施者は、提案企業に所属する本業務に係るプロジェクトリーダー予定者とします。

- (4) 説明のために、パソコン（PowerPoint 等）を持ち込んでの利用も可能です。プロジェクター、スクリーン及び電源は奈良県側で準備します。

- (7) プレゼンテーションの実施日及び場所

令和７年７月２２日（火）又は２３日（水） 予定

奈良市登大路町１０－１ ３階ミーティングルーム

大和郡山市丹後庄町４７５－１ 食品衛生検査所会議室

※現地へ参加及びオンラインでのプレゼンテーションも可能です。

12. 落札者の決定方法等

別紙「落札者決定基準」記載のとおり。

13. 落札決定通知

落札者については、落札者決定後に書面により通知します。また、審査結果は入札に参加したすべての者に書面で通知します。

14. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。

15. 調達の停止等

この調達に関し、苦情申立に係る処理手続において、契約を停止し、又は解除する場合があります。

16. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

17. 契約の解除

契約締結後、契約者について16の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき

は、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、17 の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

18. その他

- (1) 仕様に関わる質問等については、別紙入札質問票に必要事項を記入し、次に示す連絡先に E-mail または、FAX で送信してください。質問受付期間は、6 月 1 6 日（月）1 7 時までとします。回答については 6 月 2 0 日（金）までに、質問票を提出いただいた方全員に対し、E-mail または FAX で行います
E-mail : eisei@office.pref.nara.lg.jp (担当 : 松岡、上山)
FAX : 0 7 4 2 - 2 7 - 3 0 2 9
- (2) 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。
- (3) 本入札に係る提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとします。
- (4) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (5) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (6) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。